

競争的資金等事務取扱要領

第1章 趣旨及び機関管理

(趣旨)

第1条 盛岡大学及び盛岡大学短期大学部（以下「本学」という。）の競争的資金等に関する事務については、関係法令及び独立行政法人日本学術振興会が定める使用ルールに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 配分機関

競争的資金制度を運営し、競争的資金等を研究機関又は研究グループ等に配分する機関をいう。

(2) 被配分機関

競争的資金等を獲得した研究機関又は研究グループ等の代表者が所属する研究機関をいう。

(3) 直接経費

競争的資金等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要とするものに対し、競争的資金等を獲得した研究グループ等が使用する経費をいう。

(4) 間接経費

直接経費に対して一定の比率で配賦され、競争的資金等による研究の実施ともなう研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

(経理の委任)

第3条 競争的資金等の交付を受けた研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）は、その経理を学長に委任する。

2 研究者から委任を受けた競争的資金等の経理に関する事務は、本学事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）が行う。

(機関管理)

第4条 総務課は研究者に代わり、競争的資金等に係る諸手続きを行う。

2 研究者が競争的資金等を支出する場合は、学校法人盛岡大学が定める支出手続きに準じて手続きを行う。

3 総務課は複数の研究者に交付される競争的資金等の学長名義の口座を開設し、管理する。

4 総務課は複数の研究者に交付される間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れる。

第2章 直接経費の管理

(保管)

第5条 直接経費は専用の銀行口座を設け、適切に保管・管理する。

2 研究者は、直接経費で生じた預金利息を本学へ譲渡する。

(使用制限)

第6条 直接経費は次の各号に掲げることに使用しないものとする。

(1) 建物等の施設に係る経費

(2) 補助事業遂行中に発生した事故・災害のための経費

(3) 研究者の人件費・謝金

(4) 間接経費に使用することが適切な経費

(合算使用の制限)

第7条 直接経費と間接経費との合算の使用を認めない。

(物品費)

第8条 物品の購入にあたっては、学校法人盛岡大学固定資産及び物品管理規程並びに学校法人盛岡大学が定める物件等の調達手続き等に関する内規による。ただし、検収及び履行確認については、同内規第11条第1項第1号及び第2号該当による除外規定にかかわらず、すべての物件等を遅滞なく総務課において検収する。

2 データベース・プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等特殊な役務の納品検収については、成果物の写真、作業報告書等現認可能な書類等を研究者が総務課へ提出しなければならない。

3 直接経費により購入した設備、備品または図書（以下「設備等」という。）を学校法人盛岡大学へ寄付する。

(旅費)

第9条 旅費の支出にあたっては、盛岡大学個人研究費規程及び盛岡大学短期大学部個人研究費規程に準ずる。日当については、1日3,000円を上限として、研究者の求めにより支給することができる。海外出張に係る宿泊費については、学校法人盛岡大学旅費規程に準ずる。

2 研究者は出張後速やかに、出張の事実関係の検証が可能な領収書及び学会プログラム等を出張精算書及び復命書に添付し、総務課に提出するものとする。

(人件費・謝金)

第10条 人件費の支出にあたっては、学校法人盛岡大学が定める期限付職員の給与に関する規則による。被雇用者の出勤簿及び勤務内容を総務部で確認する。

2 謝金の支出にあたっては、補助事業実行前に役務の実施時間及び金額を記載した計画書を稟申し、謝金を受領した領収書等とともに実施報告書を総務課へ提出する。

第3章 間接経費の管理

(目的)

第11条 間接経費は、競争的資金等を獲得した研究者の研究開発環境の改善や本学の機能の向上に活用することにより、研究の質を高めることを目的とする。

(間接経費の額)

第12条 間接経費は原則として、交付された直接経費の30%に相当する額とする。

2 配分機関の指示により、直接経費の30%に満たない間接経費比率が設定される場合は、それを受入れるものとする。

3 本学が、学外の諸機関と連携して競争的資金等の交付を受入れる研究又は本学が学外の諸機関の再委託先として競争的資金等を受入れる研究については、本大学に配分される直接経費に対し、前二項のいずれかを適用するものとする。

(間接経費の配分)

第13条 競争的資金等に係わる間接経費の配分を次のとおりとする。

(1) 競争的資金等を獲得した研究者及び研究グループ等研究者及び研究グループ等の代表者からの申請に基づき、本学に交付された間接経費の原則として50%を上限として配分する。

(2) 本学に交付された間接経費の中から、前号に規定する額を差引いたものを配分する。

(間接経費の使途)

第14条 間接経費は、競争的資金等を獲得した研究者の研究開発環境の改善及び本学全体の機能の向上に関することに使用する。執行にあたっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(別表1)間接経費の主な使途の例示による。

(間接経費の精算)

第15条 間接経費は所定の当該会計年度内に使用しなければならない。

2 間接経費を受けているものが異動した場合又は研究を中止した場合、直接経費の執行率等を基準として間接経費の精算を行うものとする。

(実績報告)

第16条 総務課は当該年度の間接経費の実績報告を関係する配分機関の定める期日までに指定された様式で、報告しなければならない。

第4章 改廃

(改廃)

第17条 この要領の改廃については両大学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この要領は平成27年3月24日から施行し、平成26年度交付分競争的資金等から適用する。

2 科学研究費等公的資金に係る事務取扱要領(平成18年6月21日施行)は廃止する。

3 競争的資金に係わる間接経費取扱内規(平成24年4月1日施行)は廃止する。